



## 【振替方法は5種類】

	割引額	前納期間	提出期限	口座振替日
①通常納付	0円	-	隨時	翌月末振替
②早割	50円	-	隨時	当月末振替
③6か月前納	1,130円	4月～9月 10月～翌年3月	2月末 8月末	4月末 10月末
④1年前納	4,150円	4月～翌年3月	2月末	4月末
⑤2年前納	16,100円	4月～翌々年3月	2月末	4月末

※割引額は令和5年度の額を表示しています

※その他、クレジットカードによる納付方法がありますので、年金事務所または、保険年金係窓口にご相談ください

⑧お知らせ

# 国民年金保険料の納付は 前納・早割がお得！

申・問 佐賀年金事務所  
市民生活課 保険年金係

☎ 31-4191  
75-12159



国民年金保険料は、口座振替の前納・早割を利用すると割引されます。早い場合は随時申し込みできますが、6か月分、1年分、2年分をまとめて前納する場合は、提出期限にご注意ください。

## 申し込み方法

「口座振替申出書」は、年金事務所、市民生活課保険年金係で、お渡しします。基礎年金番号通知書や年金手帳（基礎年金番号のわかるもの）、通帳、通帳の届出印をお持ちのうえ申し込んでください。

■ 申請書発送時期  
2月下旬  
※次の項目にあてはまる人は、申請の対象となる旨のお知らせがない場合があります  
※超えた額が500円以下の場合は対象となりません



■ 他の医療保険加入者へ  
加入している医療保険者への申請となります。申請の際に介護保険の「自己負担額証明書」が必要です。交付申請は佐賀中部広域連合または市役所1階地域包括支援課に問い合わせください。

# 国民健康保険・後期高齢者医療保険の人へ 高額介護合算療養費の申請が始まります

問 [国] 保  
[後期高齢] 佐賀県後期高齢者医療公域連合給付係  
[介護保険] 佐賀中部広域連合給付課

市民生活課 保険年金係  
地域包括支援課

☎ 6475-118459  
40-6475-1134

○令和3年8月1日から令和4年7月末まで

介護保険サービスを利用している多久市国民健康保険・佐賀県後期高齢者医療保険加入者のうち、高額介護合算療養費の支給対象者には、多久市または佐賀県後期高齢者医療広域連合が通知書を送付します。

## 高額介護合算療養費とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、同じ世帯の人で一年間（8月1日から翌年7月末まで）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額

具体的な手続きに関しては、市役所1階市民生活課保険年金係または佐賀県後期高齢者医療広域連合までご相談ください。  
・市区町村を越える転出をした人  
・医療保険が変わった人（例：国民健康保険から後期高齢者医療）  
・資格を喪失した人（亡くなつた人や生活保護を受け始めた人）

